

旧東水沢中学校屋外運動場

施設名	区分	基本使用料（貸切使用1時間 までごとに）	付加使用料
屋外 運動場	児童及び生徒	220円	設備使用料（屋外運動場夜間照明） 1時間までごとに780円とする。
	一般	260円	

1 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。